

甲賀市病院事業設置等に関する条例及び甲賀市立みなくち診療所条例
の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和 6 年度診療報酬改定に伴い、長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品をいう。以下同じ。）について保険給付のあり方が見直され、患者の希望により長期収載品を選択された場合、長期収載品と後発医薬品の差額の 4 分の 1 を選定療養費として徴収することとなったため、条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

（１） 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成 1 8 年厚生労働省告示第 4 9 6 号）別表第 2 において長期収載品の保険給付について追加されたため、甲賀市病院事業設置等に関する条例及び甲賀市立みなくち診療所条例の関係規定を整理します。

【第 1 条及び第 2 条関係】

（２） この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行することとします。

【付則関係】

3 その他

自己負担額の計算例

長期収載品 1,000 円、後発医薬品 600 円、負担割合 3 割の場合

長期収載品の場合（改正後）	
選定療養費の自己負担分	$(1,000-600) \times 1/4=100$ 円…①
①に係る消費税	$100 \times 0.1=10$ 円…②
保険給付分の自己負担額	$(1,000-100) \times 0.3=270$ 円…③
自己負担額合計（①＋②＋③）	$100+10+270=380$ 円
長期収載品の場合（現行制度）	$1,000 \times 0.3=300$ 円
後発医薬品の場合	$600 \times 0.3=180$ 円